職員募集のおしらせ（気象庁海洋気象観測船　乗組員）

１．募集職種及び人員
（１） 甲板部員　若干名

２．採用予定時期
令和９年４月１日

３．採用後の勤務場所及び業務内容
気象庁（東京都港区虎ノ門）が運航する海洋気象観測船「凌風丸」または「啓風丸」に配属され乗船勤務となります。（定けい港：京浜港東京区）
採用者は「操舵手」として航海当直、停泊当直、出入港作業、観測支援作業、船上の機器操作及び船体整備等甲板部作業に従事します。

４．応募条件
（１） 甲板部員
① 次の経歴を有する者。
水産高等学校、海洋高等学校、普通高等学校海洋学科、海上技術学校及び海上技術短期大学校 の「甲板」にかかわる過程を修了した既卒者、または令和９年３月卒業見込みの者 （乗船実習を修了）。

なお、以下の方は応募できません
（ア）日本の国籍を有しない者 。
（イ）国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者。
・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者、その他その執行を受けることがなくなるまでの者。
・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者。
・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。
（ウ）平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）。

４．応募締切り
令和８年１１月２５日（消印有効）

５．提出書類
（１）履歴書（写真添付）市販書式または学校書式　　１通
（乗船実習中の場合等はメール・ファックスでも可）
（２）調査表（成績表）　　１通
（３）乗船実習予定表（面接日の判断用）（既卒者は不要）　　１通
（４）健康診断書（別紙１参照）　　１通
（５）作文：下記内容で 400 字程度（書式不問）　　１通
甲板部員希望者：「甲板部員に必要な資質」
※ 提出書類は、封筒の表に「船員応募書類在中」と朱書し、書留で送付のこと。

６．選考方法

（１）書類及び作文選考

（２）面接試験（（１）の選考通過者のみ）

７．面接試験

場所　　東京都港区虎ノ門３丁目６番９号　気象庁

日程　　令和８年１２月中旬（予定）（別途お知らせします）

８．福利厚生・研修等

別紙２参照

９．書類提出先及び照会先

〒105 - 8431　　東京都港区虎ノ門３丁目６番９号

気象庁　大気海洋部　業務課（12F）

観測船運用管理官　長北　清和（ながきた きよかず）

TEL：（代表）03-6758-3900（内線）4612

E-mail：　k.nagakita@met.kishou.go.jp

１０．その他

応募、面接等に要する一切の費用は、応募者の負担となります。

別紙１

健康診断書関係

１．健康診断はできるだけ、次の地方運輸局が指定する医師等（指定医）により証明を受けてください。

・公益社団法人日本海員掖済会
・一般財団法人船員保険会
・地方運輸局長が指定する医師

※病院名はインターネットで確認してください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000009.html

２．健康診断書は、令和８年１０月１日以降に受診したものに限ります。

３．健康診断検査項目
船員法施行規則第５５条（健康証明書）に基づいています。

（1）既往症の調査、業務歴の調査
（2）自覚症状及び他覚所見の有無
（3）身長
（4）体重
（5）運動機能、視力、色覚、握力
（6）聴力
（7）検尿
（8）血圧
（9）胸部エックス線
(10) 肺活量
(11) 感覚器、循環器、呼吸器、消化器、神経系その他の器官の臨床医学的検査

別紙２

給与・勤務時間等

１．給与

（１）採用当初の俸給月額は次のとおりです

・甲板部員（高校新卒の場合：海事職俸給表（二）１級５号俸　227,700 円　適用）

（２）上記の他に、次のような諸手当が支給されます。

・地域手当：（東京都特別区内に勤務する場合）　俸給等の 100 分の 20
・扶養手当：扶養親族のある者に対し支給。
・住居手当：借家（賃貸のアパート等）に住んでいる者等に、月額最高 28,000 円
・通勤手当：交通機関を利用している者等に、定期券相当額（月額最高 150,000 円）
・期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）：１年間に俸給等の約 4.65 月分

（３）乗船して勤務する場合、次の手当が支給されます。

・船員作業手当（いわゆる航海日当）
・船員食料手当（いわゆる食卓料）

２．勤務時間・休暇

（１）勤務時間

船の勤務は交替制であり、１日の勤務時間は航海中、停泊中、職務によって違いますが、年間で１週間当たりの平均勤務時間を 38 時間 45 分となるよう配乗計画によって調整しています。また、同様に１週間当たりの公休（土曜日・日曜日に相当）取得日を２日となるよう調整しています。

（２）休暇

年次休暇（年 20 日（４月１日採用の場合、採用の年は 15 日）。残日数は 20 日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引・ボランティア等）及び介護休暇等があります。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

３．共済組合

民間会社の社会保険に相当するもので、気象庁の職員となった日から「国土交通省共済組合」の組合員となり、共済組合が行っている各種の給付や福祉事業等を受けることができます。

４．赴任旅費

採用時に「国家公務員等の旅費に関する法律」に基づいて支給されます。

５．宿舎

宿舎には、独身者向け及び世帯用向けがあり、宿舎の貸与が必要と認められた場合に入居することができます。なお、宿舎入居者には住居手当は支給されません。

６．退職手当

原則として６月以上勤務した場合に、国家公務員退職手当法に基づき退職手当が支給されます（退職理由によっては支給されないことがあります)。

なお、国家公務員は雇用保険の適用は受けておりませんので、退職しても失業手当金は受けられません。

７．研修

新規採用者職員研修などがあります。